教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年6月18日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6 階602会議室
- 3 事 件

議案第78号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)

議案第79号 三次市税条例の一部を改正する条例(案)

議案第80号 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)

議案第81号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

議案第82号 三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続 に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第83号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

所管事務調査 三次市学校給食調理場について 市立三次中央病院に係る発熱外来について

4 出席委員 鈴木深由希,黒木靖治,宍戸 稔,弓掛 元,藤井憲一郎,新田真一, 徳岡真紀,増田誠宏

- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【福祉保健部】牧原福祉保健部長、細美高齢者福祉課長、畠高齢者福祉係長

【市民部】上谷市民部長, 児玉市民課長, 坂田環境政策課長, 今井課税課長, 澤市民部付課長, 村上市民窓口係長, 松岡環境政策係長, 坂口業務管理係長, 熊谷市民税係長, 山本資産税係長

【教育委員会】甲斐教育次長、大原学校教育課長

【市民病院部】永澤病院長,片岡事務部長,後藤病院企画課長,道々医事課長, 佐々木安全管理係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は8名であります。定足数に達しておりますので委員会は成立しておりま す。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

なお、暑いと思われましたら、上着を取られて結構です。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会の令和2年6

月定例会のフォルダにございます審査順及び所管事務調査次第のとおり行いたいと思います。

初めに議案の審査を行い、その後、閉会中の継続審査案件について確認していただき、午後は所管事務調査を2件行う予定です。学校給食については、委員会としてこれから議論していくために、委員の皆さんに同じ話を聞き、共有していただきたいと思いますので、これまでの経緯について教育委員会から説明を受け、そのことについての質疑をお願いしたいと思います。その後、中央病院の発熱外来について、現地で確認を行いたいと思います。患者さんなどへの配慮が必要ですので、こちらは16時からを予定しております。

また、明日19日金曜日は、年間活動計画をまとめたいと思います。

以上の日程で進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようですので、この日程で進めさせていただきます。

それでは、審査順にありますように、福祉保健部に係る議案1件及び市民部に係る議案5件について提案説明を受け、質疑をお願いいたします。その後、議案の採決、委員長報告、閉会中の継続審査案件について御協議いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長では、そのように進めさせていただきます。

説明員が入りますので、しばらくお待ちください。

(執行部入室)

○鈴木委員長 それでは、審査に移ります。

議案第83号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 皆さん、おはようございます。議案第83号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)につきまして御説明を申し上げます。以後、着座にて説明させていただきます。

改正案の内容でございますけれども、吉舎町にあります三次市辻福寿会館、及び三良坂町にあります三次市駅前老人集会所、この2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。これまでも、老人集会施設につきましては、地元譲渡等取り組んでまいりました。残すものが、今回の条例案で示しております吉舎町にあります三次市敷地寿会館、この1施設のみとなるものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑をお願います。

増田委員。

○増田委員 2か所廃止されるということですが、これは地元のほうの同意のほうは得られている

のでしょうか。

それと、1か所だけ残っている理由というのは、どういう理由で残っておられるのかお尋ねいた します。

- ○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。
- ○細美高齢者福祉課長 2施設については、今回、廃止をした上で地元に譲渡ということで話を進めております。ですから、今回、残る1施設、敷地寿会館については、これについては今年度、集会所のほうが必要ないということで、今年度末をもって解体する予定でおります。
- ○鈴木委員長 ほかにございますか。 宍戸委員。
- ○宍戸委員 寿会館、必要がないというのは、何をもって必要がなくなったんですか。だから、今までされていたのを、どこかの集会所でされるということ、そこの場所はいいんでしょうか。
- ○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。
- ○牧原福祉保健部長 これは地元の意向で、これまで地元譲渡のほうを進めてまいりましたけど も、地元のほうからの意向で、施設のほうもかなり老朽化しておりまして、ちょっと使用を続けて いくにもかなり厳しい施設でありますので、地元のほうではほかの施設との併用ということで、協 議をされたものでございます。
- ○鈴木委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 だから、今は全然使ってないということで理解していいんですか。ですから、使っと るんだけども、もう古くなったから、よその集会所でそこの地域の会合とか何かというのはするよ うな、移行するという、この地域は集まりなんかは持ってない。
- ○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。
- ○牧原福祉保健部長 今、地元のほうは、ここでの集会等は行っておられないというふうに伺って おります。
- ○鈴木委員長 要は、必要がないからということで、将来的に建物をこのままそのままにしておかれるのか、将来的にどういう処理をされるか。解体はいつされる。
- ○細美高齢者福祉課長 今年度末で廃止する予定ではあるんですけども、個人での購入希望という のがありますので、個人で購入を希望されているというような話も頂いていますので、それについ てまた協議をさせていただいてという形になると思います。
- ○鈴木委員長 分かりました。ありがとうございます。 それでは、ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第83号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入替え)

〇鈴木委員長 議案第78号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明を願います。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 改めまして、委員の皆さん、おはようございます。市民部が所管します議案につきましては、5議案提出させていただいておりますので、5議案の審査のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に議案第78号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について説明をさせていただきます。以後、着座にて説明させていただきます。

それでは、最初に、本条例改正案の経過を御説明いたします。

令和元年5月31日公布、同年12月16日に施行されましたデジタル手続法の改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部が改正され、マイナンバーの通知カードが廃止されることとなりました。通知カードの廃止日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、令和2年5月7日に公布された政令において、令和2年5月25日を廃止日と定められたものです。

次に、廃止の理由としましては、通知カードの記載の正確性を維持するために必要な転居などした際の記載事項の変更が、住民、市町村職員双方の負担となっており、見直しを求める要望があったこと、2つ目として、社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードから公的個人認証の電子証明書が登載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促すため、すなわち、総務省が強く推進するマイナンバーの普及の早期実現のために廃止するものであると考えます。

廃止に伴う影響につきましては、5月25日以降も通知カードに記載された氏名、住所、生年月日等に変更がない限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できるので、特段の不具合は生じませんが、住所などに変更があった場合には、通知カードをマイナンバーを証明する書類として利用できません。通知カードの廃止後に出生等で新たに個人番号が付番された方には、個人番号通知書が交付されることとなっております。

最後に、改正内容について説明します。

新旧対照表を御覧ください。手数料徴収条例第2条第49号に規定する通知カード再交付手数料についての規定を削除するものです。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

弓掛委員。

〇弓掛委員 マイナンバーの促進ということで、今聞きました。マイナンバーカードの普及の促進 ということですけども、部長、御存じの程度でいいんですけれども、今後のマイナンバー、政府は どういうふうに持っていこうとしているのか。

あと、将来的な利活用について知られとる情報がありましたらお願いしたいと思います。例えば 銀行口座ひっつけるとか、健康保険ひっつけるという話は聞くんですけれども、正しいことをお願 いします。

- ○鈴木委員長 上谷市民部長。
- ○上谷市民部長 今、具体に説明がなされているのは、健康保険証に利用するということで、今準備が進められております。あと1点、今回の特別定額給付金、かなりトラブルがございましたね。皆さん、御存じだと思いますけども。口座番号をひもづけるということで、これから審査がされるんだろうと、いろいろこれも議論がされるんだろうと思いますけども、そういった利用方法。市としましてはマイナポータル、2万円に対する5,000円のマイナポータルですね。電子マネー2万円に対して5,000円、これは経営企画部のほうが所管になっておりますけれども、そういった利用方法。あとは、実際に今導入している団体もあるわけですけども、戸籍、いわゆる住民票等の戸籍証明を取得する際にマイナンバーカードをもっての取得、カードをもっての申請ということ。あと、図書カードですね。うちで今、図書館のカード、これを併用するというようなことの利用の拡大等がございます。今から、日進月歩みたいですから、またいろんな角度の中で拡大の流れにいくんだろうというふうに考えております。
- ○鈴木委員長 弓掛委員。
- ○弓掛委員 電子マネーのことがよく分からなかったんで、もう少し詳しくお願いします。
- ○上谷市民部長 電子マネーに2万円をチャージすると、国が5,000円ほど加える、ポイントとして付加するということで、これは10月1日からになりますけども、今そういった準備をされている。ただ、これがどこまで普及するかというのは分かりませんけども、チャージ2万円に対して5,000円のポイントをつけるというのが。
- ○鈴木委員長 弓掛委員。
- ○弓掛委員 それとマイナンバーと関係あるの。マイナンバーみたいな電子マネー。
- ○上谷市民部長 マイナポータルを利用してということになります。
- ○鈴木委員長 児玉市民課長。
- ○児玉市民課長 先ほどのマイナポイントの関係ですけども、こちらのほうは、マイナンバーカードの取得の普及促進と消費活性化策が合わさったものというふうに考えております。マイナンバーカードを取得していただいて、そのマイナンバーカードを使ってマイナポイントを予約するという作業をしていただきます。その後で、よく皆さんが使われている電子マネーがあると思うんですけども、例えばペイペイであるとか、そういったところで、キャッシュレス決済で2万円のチャージをしていただくと、お一人当たり5,000円分のマイナポイントが付与されるということで、そのポイントを使ってまた買い物をしていただくということで、こういうのも活用して、市のほうとしましても、マイナンバーカードの普及促進ということで、広報のほうをさせていただくように考えております。
- ○鈴木委員長 新田委員。
- ○新田委員 今回の10万円の給付ついて、今のいわゆる郵送以外の、これを使っての手続が三次ではどれぐらいあり、それに関わる課題、トラブル等はどうだったかというのをお示しください。
- ○鈴木委員長 上谷市民部長。
- ○上谷市民部長 昨日確認したところ、申請件数は398件、約400でございます。全てダウンロード

されて、受付が済んでいるものでございます。

トラブル等ですけども、やはり暗証番号を忘れた、申請をされても、やっぱり2回、3回と、不安だから、いつ決裁されたのかというのが分かりにくいんですね。私もちょっと操作してみたんですけども、確かに実際に送信されているのか、市が受け付けたのかというのが後から来るんです、メールで、受け付けましたというのが。ただ、瞬時じゃないんですね。ダウンロードしてからなんで、タイムラグが2日ぐらいあるんです、そこに。ということで、その期間、やっぱり不安じゃないですか、申請された方は。というので、また再度、また再度ということで、新聞報道では9回、10回という方もおられるという報道がありましたので、ですから、そういったトラブルがございます。ですから、申請が始まってから、市民課のほうも特設窓口の中で、暗証番号を忘れたと、これがないと申請できないというふうに勘違いをされる方もいらっしゃいます。マイナンバーカードがないと申請できない。紙の申請よりも、こちらの申請がかなり先行しておったもんですから、これがないと申請できないんじゃないかというような勘違いがあって、取得には繋がったわけですけど、そういったことがございました。大きなトラブルというのはないです。

- ○鈴木委員長 新田委員。
- ○新田委員 ということは、これは、申請の件数が約400件、三次市全体で現在そのカードを既に 取得というか、持っておられるという割合からして、400は利用率が高かったのか低かったのか、 そこらはどうなんでしょうか。
- ○鈴木委員長 上谷市民部長。
- ○上谷市民部長 マイナンバーカードの取得状況ですが、5月末現在で7,611件出ております。ただ、これは個人個人の枚数でありまして、今回の申請は世帯主になりますので、世帯数というところは情報にして今承知しておりませんので、ちょっと分かりかねるんですが、個人では7,611名という交付数になっています。
- ○鈴木委員長 ほかにございますか。 増田委員。
- ○増田委員 通知カードがなくなって、手数料500円がなくなるということなんですが、なくなった場合、次、証明なり、番号取るなりするには、どうしたらいいのかというのを市民の皆様に御説明されているのか、今後されるのかというところをお伺いしたいと思うのと、マイナンバーカードを取得していただくのが一番ということだと思うんですが、これに手数料が必要なのか必要じゃないのかという点がお伺いしたいのと、先ほどマイナポイントの話が出ていましたが、10月1日から市民の皆さん、5,000円余分に頂けるということなんだと思います。6月30日で消費税の対策のキャッシュレスが終わるので、続いてのことだと思うんですが、1人が5,000円もらうと、市民の皆様ではかなりの金額になるので、それが、取るに当たって、やっぱりマイナンバーカードを前もって準備していただかないといけないので、マイナンバーカードを取得するに当たって、どのように取得していただくのを推進されるのか、具体的なところをお考えでしたらちょっと御説明いただきたいと思います。
- ○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 マイナンバーカードの取得には手数料はございませんので、それは無料になります。

あと、交付の拡大施策ということですが、マイナポイントについて特化して取り組むというわけではございません。いずれにしても、広く広報しながら、取得数、交付数を増やしていきたいと思いますが、今、全国、県においても全体の15%です。市においては、それほど多くはありません。14.89ぐらい。ですから、国、県、市でも、今の交付率はほぼ横ばいということで、ただ、昨年末から公務員の取得を推進していこうということで、国からございました。ということで、市の職員、優先的にやっていきまして、かなりこの短期間で交付数、率は上がっております。

あと、広報等については課長のほうから説明を。

- ○鈴木委員長 児玉市民課長。
- ○児玉市民課長 通知カード廃止後の取扱いについてでございますけども、そちらについてはホームページ、広報等でも周知をさせていただいておりますが、先ほど説明をさせていただいたように、住所等に変更がない場合は引き続いて通知カードをマイナンバーの証明資料として使っていただけるということで、そうでない場合は、マイナンバーが記載された住民票の発行ということでマイナンバーの証明になるということを広報させていただいております。
- ○鈴木委員長 増田委員。
- ○増田委員 広報されているということなので、その辺はしっかりやっていただきたいと思うのと、市民部の方から思うとちょっと違うのかもしれないですけど、マイナポイント、自分もやってみたんですが、されている地域もあるんですが、たしか三次はまだされてなかったので、自分の手続をやってみたら途中で止まったので、まだされてないんだと思うんですが、やっぱり事業者支援という面でも、1人5,000円というのが、全市民とは思わないですけど、かなりの市民の方がもらわれたら、かなりの金額になるので、ぜひその辺は推進していただきたいと思います。その辺は商工関係のほうとも連携して、市民の皆様に十分な案内をしていただきたいと思います。
- ○鈴木委員長 ほかにございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 このマイナンバーカード、いわゆる個人情報の関係で普及が進まないという状況だと思うんですね。だから、そこがネックに、今のマイナポイント、いろんな、こういうことがありますよといっても、個人情報が漏れるんじゃないかということで、結局はそこら辺の普及が進まんというのが大きな原因なんでしょう。ですから、そこを、大丈夫なんですよとかいうようなところの普及というのはしないんですか。大丈夫とは言えない。そこら辺が一番、マイナンバーカードについてはネックになるだろうと思うんです。ですから、暗証番号さえ分からにゃ大丈夫なんですよということだけでええのかという。行政サイドで勧めてから、それが大きなトラブルになるようなことになったら、やっぱりこれはちゅうちょすると思うんです。公務員さんでも、公務員さんが一番そこら辺を警戒しているんじゃないかと思います。分かっている人が多い。だから、そこをどうするかというのは、三次市として、国の指導というのはどうなっているんですか。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 まず、交付が進まない理由としましては、今、宍戸委員から言われたことが 1 点。もう一点が、御意見が多いのは、必要性を感じないということでございます。個人情報が 1 点、取得に必要性を感じないということで、まず一番としては、利用拡大、取得拡大を進めていく上では、どういったことに利用価値、付加価値を与えていくか、このカードにというと、やっぱり施策が一番だろうと思います。

また、セキュリティーに関しては、これはもう当然委員おっしゃるとおりでございまして、スタートした当初は、例えば住民税の個別徴収の中身、個人番号を付さなきゃいけないとかいうので、かなり議論がありまして、結局これはすぐ廃止ということで、付与しないという取扱いがなされました。ということで、できるだけそういった番号を他者に触れさせないというセキュリティーの確保も必要でございますし、また、市役所内においては、個人番号の取扱いが必須である書類については、今、全部施錠しまして、当初はそのまま入れていたわけですけども、ロッカーは全て施錠つきのもの、また、それを開ける鍵箱の施錠、鍵箱の暗証番号を、現課においては課長、係長止まりということで防止をしております。例えば紛失したとか、そういったときの取扱いについては、先ほど委員おっしゃったように、これは国のほうでそれなりの罰則規定を、厳しい罰則規定を設ける中でセキュリティーを担保したいということで、今、取組が進められているということでございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

1つ聞かせてください。先ほど、このたびの給付で、確認がすぐできなくて、2回、3回申請された方があったということですけど、他の自治体で二重払いがかなり発生したというトラブルをニュースで見ましたけど、三次市ではそのトラブルはなかったんでしょうか。

上谷市民部長。

- ○上谷市民部長 所管は経営企画部になるわけですけども、私が感じている中では、そういった事故は起きておりません。ただ、チェック体制、要するに2回、3回と来て、それをスルーしてそのまま登録してしまうと、当然二重、三重払いになってくるということで、かなりその辺は職員を動員しまして、チェック体制を強化したということがございます。
- 〇鈴木委員長 そういうチェック体制ができていたというのは評価できることと思います。ありが とうございます。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第78号の審査を終わります。 少しお待ちください。説明員の入れ替わりをします。

(執行部入替え)

○鈴木委員長 続いて、議案第82号、三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 それでは、議案第82号、三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例(案)について説明をさせていただきます。以後、着座にて説明いたします。

最初に、本条例改正案の背景を説明いたします。

災害により生じた廃棄物の処理については、従来、災害が発生した市町村が主体となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理が実施されていましたが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災の想定以上の大災害の教訓から、事前の備えや、大規模災害時においても適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速にこれを行うための措置が不十分であることが明らかとなった状況を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則や災害対策基本法等の一部改正がなされて、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設または活用に係る手続の簡素化、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準の緩和などが見直されたところであります。

本市におきましても、平成30年7月豪雨災害の経験から、緊急時に対応するため、委託事業者が 設置する許可を要する全ての廃棄物処理施設についても、周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあら かじめ調査する生活環境影響調査とその調査結果を公衆の縦覧に供して、意見書を提出する機会を 供する等の手続において適用するため、一部改正をするものでございます。

改正案について、概要を説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。最初に、条例名の改正について。本条例改正案は、委託業者が設置する施設の手続等において適用するため、「等」と追加するものでございます。

第1条は、委託事業者が設置する施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の 3、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例第1項から第3項の適用を追加しようとする ものと、文言の整理となります。

第2条は、第1項で文言の整理を、第2項において縦覧及び意見書の提出となる対象施設を焼却 施設と規定するものでございます。

第3条は文言の整理となります。

第4条は、第1項で縦覧場所に支所を追加し、第2項でその告示期間について、「30日」を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項の規定に合わせ「1月」と改める。第3項でその縦覧期間を、非常災害時での緊急性を鑑み、市長が定める期間に短縮できる規定を追加するものでございます。

第5条は、委託事業者が設置する施設を追加し、文言の整理をするものでございます。

第6条は、意見書の提出期限を、非常災害時においては市長が定める期間として、2週間から短縮できる規定を追加しようとするものでございます。

第7条、第8条は文言等の整理となります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

弓掛委員。

- ○弓掛委員 災害時のごみ処理の迅速化ということで理解しとるんですけれども、期間が、正しい 期間じゃなくて、短い期間でやるわけですから、何か問題が起こる可能性がないか、懸念があれば 教えていただきたいのと、それから、一旦それを許可したら、そこはずっとじゃないですか。時限 立法みたいな感じでの理解で、認識でいいですか。
- ○鈴木委員長 澤市民部付課長。
- ○澤市民部付課長 懸念事項でございますけど、特に、業者の方につきましても、実績のある業者 等にはなりますし、懸念事項は特にはないかと思います。先ほどの施設の期間を、処理が終了する までの間ということで、処理が終了すれば元の、施設等も解体等を行った上での、元に戻した形で の対応になろうと思います。
- ○鈴木委員長 弓掛委員。
- ○弓掛委員 時限立法ということで、いついつまでの期間ということで認可を与えられるという認識でいいのか。要は、なし崩しでずっとだらだらと、例えば御近所で迷惑かかっとるに、ずっとつづけてやるという。期間をきっちり決められて、災害処理したら終わるんでしょうけれども、ずっとということではいかんと思うので、どうなのかなと。
- ○鈴木委員長 澤市民部付課長。
- ○澤市民部付課長 期間については終了するまでということ、書いてはありませんけど、処理のほうが終了するまでということが。
- ○鈴木委員長 関連して。その終了というのを、要は市が確認する場合、どこをもって終了と定めるかをちょっと教えてください。

澤市民部付課長。

- ○澤市民部付課長 廃棄物のほうが全て処理が終われば終了という形にはなりますので、それをもって、市の施設のほうの許可についてもそこで終了ということにはなるかと思います。
- ○鈴木委員長 弓掛委員。
- 〇弓掛委員 悪いふうに考えたら、ずっと終わっとらんと言ってから、ずっと延ばされるということも想定されるので、時限を切ったほうがいいんじゃないかなというふうな思いはちょっとあります。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 この条例を適用するに当たっては激甚災害、市が想定しているのは、阪神・淡路大震災程度の大規模な災害を想定しておりますので、まず市が設置するのが第1条件です、一番。それでも追いつかないという状況ですよね。そういうときに、委託業者の設置の簡素化を図るということで、今回、条例改正をやっています。ですから、当然それぐらいの規模になると、大方やっぱり1年、2年ぐらいは処理し切れない状況が続こうと思いますので、二、三か月で終わるような内容ではなかろうかというふうには想定されます。ただ、ここまで行き着くまでに、三次市のほうで適用するまでの災害というのは、かなりの大規模を想定しておりますので、ないことが一番よろしいわけなんですけども、30年7月豪雨災害、このときも結構時間かかりましたが、そういう規模

でない、もっと大きい規模ということでなかろうかと思っております。

例えばごみを一時的に保管する場所、これは天日干しですよね、施設がございませんので。それをずっと置いておくと長期になりますので、当然衛生上よくないということで、早く焼却していくということで、今回、焼却施設ということにしているわけですね。早く燃やして処理していくという。それは、かなりの長期間を要するだろうというふうには想定していますけども、本当にないことを切に願っております。

- ○鈴木委員長 藤井委員。
- ○藤井委員 前に益城町か熊本か、どっか行ったときに、災害ごみの話を聞かせていただいて、市の所有する土地とかで保管するのには限界があったり何だりという話もありましたけど、広域連携という、災害ごみを広域で処理しようという考えがあった場合、例えば近隣の市町村なり、近隣の自治体から三次市へ、例えばそこを一時使わせてくれんか、そういう感じで、これが適用されるということは考えられるわけですか。
- ○鈴木委員長 澤課長。
- ○澤市民部付課長 広域連携についてでございますけど、確かに広域で処理をする場合について、 そこの中で協議をされて、どこに設置をされるかということになりまして、例えばここの近隣市町 で三次市を、他の市町からごみのほうが入ってくるのは、これは致し方ないことだなというふうに は考えております。それについても、十分近隣の状況であるとか、そういったことも含めた上での 設置となろうかとは思いますので、非常に大きい規模の災害を想定されておるものでございますの で、近隣市町といいましても、かなり大きい連携にはなろうかというふうには思います。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 今、課長が御回答しましたけども、本当に広域、いわゆる県内の連携でなくて、 県を越えた連携協定というとこまで行くんだろうというふうに思っております。
- ○鈴木委員長 徳岡委員。
- ○徳岡委員 県外、広域ということだったり、あとは、阪神大震災規模のかなり大きい災害ということなんですけど、そうなると、三次市は島根原発から80キロ圏内というのもありまして、その中で焼却処分ということになると、廃棄物の処分、放射能、焼却をしてしまうと、放射性物質が飛散してしまったり、残ったりがかなりある、放射性物質。
- ○鈴木委員長 もうちょっとボリュームを上げてください。向こうを向かれるとちょっと届かないので。
- ○徳岡委員 その辺り、広域で、原発事故という、地震があったときの原発事故の起こったような際でも、焼却処分ということが適切なのであるかというところにちょっと疑問が残るんですけども、その辺り、何かあれば教えてください。
- ○鈴木委員長 澤課長。
- ○澤市民部付課長 放射性廃棄物のことでございますが、放射性廃棄物につきましては、一般廃棄物と異なりまして、特別な管理が入ってくることになりますので、通常の廃棄物の焼却等とは、また違った形での焼却になろうかと思います。市のほうで処分をさせていただくのは一般廃棄物にな

りますので、放射性廃棄物につきましては、国のほうからそれなりに適切な処理等について指示が あろうかと、それに従いながら処理していくという形になるかと思います。

- ○鈴木委員長 徳岡委員。
- ○徳岡委員 今までも、東日本大震災の際に、一般廃棄物と放射性廃棄物の区別というのがとても、すごく分かりにくい部分があって、これはもう明らかにすごく恐ろしくて、通常私たちが使っているものの中で一般廃棄物として処理されるものの中でも放射能汚染をされている、例えば農作物であったりとか、そういったものに関してすごく差が出てくると、一般廃棄物として処理されるものが、そういう高い数値の放射性物質になるということも考えられると思うんですけれども、これを、なかなかここで議論するのもあれなんですけども、そういった懸念があるということも考慮してもらうことができればと思いました。
- ○鈴木委員長 澤課長。
- ○澤市民部付課長 先ほども申し上げましたように、一般廃棄物が市での処理、処分でございますので、その疑いのあるものとか、そのものにつきましても、国のほうで、先ほど申し上げましたが、処理、処分の指示等、必ずあると思っておりますし、疑いのあるものについては、通常の一般廃棄物の処理施設では処理をすべきではないというふうに考えておりますので、国の指示に従いながら行ってまいりたいと思います。
- ○鈴木委員長 1つ聞かせてください。一昨年の豪雨災害のとき、かなりごみが出ましたよね。あのときのことは、これには、そこまで心配してない。量ですね。一昨年の豪雨災害のときに、お水につかったりした、いっぱい出ましたよね。それはそこまで、先ほどから、かなりの大規模災害のときに、この条例が適用されそうだとおっしゃったんですけど、一昨年のぐらいだったらあまり影響はないと考えてよろしいですか。

澤課長。

- ○澤市民部付課長 一昨年の災害規模でいいますと、今回の規模とは全く違うということで、かな り違うと思います。今回の規模というのは、かなり大きいものになろうかと思っております。
- ○鈴木委員長 ありがとうございます。あと、何が起こるか分からないときですから、そこまで想 定して、こういう検討がされているということで、分かりました。

ほかにございますか。

藤井委員。

- ○藤井委員 結局、じゃけえ、今回、文言を変えるのは、国が例えばこういう大きな災害があったときに、産廃的なものを国からの指示で、ここはこうしなさい、じゃ、三次市さん、上から降りてきますよね、災害が起きたときなどの指示として、こういう対応しなさいというような、じゃけえ、今回、決めたというのは、こういう国の流れとして決められたということでいいんですか。国の災害後のそういう対応としての方針でということで。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 いわゆる準則、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものの、いわゆる 準則に基づいた、特に文言の整理ということは今回ございますけども、それにつきましては、その

準則に基づいた文言に合わせるということでございまして、30年7月豪雨災害を経験した以上、やはりそれ以上の災害がないとは言い切れませんので、その備えをさせていただきたいということで、提案をしました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

増田委員。

○増田委員 今回は、調査結果の縦覧等の手続改正の条例だと思うんですが、これ、ほかの条例、 そのものの調査に関する条例について、改正とかは必要ないんですか。これは、縦覧の手続だけの 条例の変更で済むわけなんですか。

それと、縦覧等の手続、調査結果というのはどのぐらいの資料なんでしょうか。例えば何ページ ぐらいのものとか、結構しっかりしたものを取ったりとか、そういうことが分かれば、お知らせい ただければと思います。

- ○鈴木委員長 澤課長。
- ○澤市民部付課長 調査に係る資料といいますか、ボリュームになりますけど、私もちょっと経験 がありませんので、どれぐらいのボリュームになるかということは分かってないです。
- ○増田委員 ほかの条例改正は必要ない。
- ○鈴木委員長 澤課長。
- ○澤市民部付課長 これに係るほかの条例についての変更については必要ないということでございます。
- ○鈴木委員長 ほかによろしいですか。宍戸委員。
- ○宍戸委員 細かいところですけども、第4条の閲覧期間、告知から30日が1か月になったというのは、1か月というのは数字で表したらどうなるんですか。30日だったら数えて分かるけども、1か月というたら、どういう数字でそれを数えるのかなと。逆だったら分かるんです。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- 〇上谷市民部長 1か月の定義について、ちょっと今持ち合わせておりませんので、今回は準則に基づいた改正にしておりますので、法律が1か月という定義をしておりますので、そこに合わさせていただいたということでございます。当たる月が、1か月であれば、当然28という日もあれば、29といううるう年もあれば、30もあれば、31もあるわけなんで、その辺を総括して、1か月を何日にするかというような定義があれば、我々もちょっと研究をしたいと思いますが、今持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。
- ○鈴木委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 ですから、考えられるのは、告示日を1月1日、2月1日ということがあれば、1か月ということも言えると思うんですけども、例えば2月2日からだったときの1か月というのは、今言われたようにうるう年とかの関係で、調べて、分かれば教えてください。

以上です。

○鈴木委員長 今の件ですけど、はっきりしたら、こちらのほうへ報告をよろしくお願いします。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第82号の審査を終わります。

説明員の方、入れ替わっていただきますので、しばらくお待ちください。ありがとうございました。

(執行部入替え)

〇鈴木委員長 続いて、議案第79号、三次市税条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 続きまして、議案第79号、三次市税条例の一部を改正する条例(案)について説明をさせていただきます。本改正条例案につきましては、結構ボリュームがございますので、ちょっと説明に時間を頂くことになろうかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

最初に、本条例改正案の要旨について説明をいたします。

本条例改正案は、施行期日に合わせて、第1条から第3条で構成をしております。第1条改正及び第2条改正は、令和2年度地方税法等の一部改正の施行に伴う改正でございます。第3条改正は、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、国税関係法律の臨時特例に関する法律が4月30日に国の第1次補正予算と併せて可決、施行されたことに伴う改正となります。

その改正の要旨は次のとおりです。

第1条改正は、未婚の独り親に対する税制上の措置等として、全ての独り親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するために、人的非課税措置として、対象となる未婚の独り親について児童扶養手当受給者に限定しない。寡婦控除について、寡夫と同じ所得制限を設ける。3つ目に、未婚の独り親に寡婦(夫)控除を適用する。4つ目として、5割の寡婦の控除額について、5割の寡婦控除を同額とする。大きな2番目としまして、巻紙の原料の一部にたばこの葉を使用した葉巻たばこの税負担について、紙巻たばことの格差を段階的に是正する。これは、わかば、エコー、ゴールンデンバッド等のリトルシガーが対象になります。大きな3つ目として、延滞金、還付加算金の割合の引下げです。延滞金につきましては、特例基準割合プラス1%を0.5%に、還付加算金も同じく1%を0.5%に引き下げるものでございます。

第2条改正では、連結納税制度を廃止し、従来の連結親会社も連結子会社も法人ごとに申告納税を行う。2つ目として、巻紙の原料の一部にたばこの葉を使用した葉巻たばこの税負担について、紙巻たばことの格差を段階的に是正する。これは、第1条での改正項の改正となります。

第3条改正では、ここでは、いわゆるコロナ税制の特例となります。1つ目として、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得割の寄附金控除の特例を創設いたします。2つ目として、住宅ローン控除の適用要件の弾力化を図ることでございます。

以上が、本改正の要旨となります。

続いて、主な改正案について、条項ごとに概要を説明いたします。

新旧対応表を御覧ください。最初に、第1条改正です。第24条第1項は、個人市民税の非課税措置の対象について、「寡夫」を削除し「ひとり親」を追加するものです。この「ひとり親」の定義としましては、子を有する寡婦(夫)、新たに控除対象となる未婚の独り親を全て合わせた概念としております。施行期日は令和3年1月1日でございます。

第34条の2は、所得控除に独り親控除を追加するものです。また、地方税法第314条の2、これは所得控除ですけども、その第3項を削除されたことに伴う項ずれの整理となります。施行期日は令和3年1月1日となります。

第36条の2第1項は、法第314条の2、先ほど説明いたしました所得控除第3項を削除されたことに伴う項ずれの整理となります。同じく施行日は令和3年1月1日です。

第94条第2項は、巻紙の原料の一部にたばこの葉を使用した葉巻たばこの税負担について、紙巻たばことの格差を段階的に是正するものです。令和2年度与党税制大綱において、近年急速に販売が拡大している軽量な葉巻たばこについては、紙巻たばこに類似しているものの、紙巻たばことの間に大きな税率格差が存在する。課税の不公平に問題が生じている。このため、たばこ市場、産業への影響、中長期的な国、地方の税収への影響なども踏まえ、紙巻たばこと同様の課税方式への見直しを行う。その際、たばこ関係事業者への影響も鑑み、段階的に実施するとされました。国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ、これは1本当たりの重量が2グラム未満、の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算します。令和3年9月30日までの1年間については、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなして換算をいたします。施行期日は令和2年10月1日となります。

第94条第4項は、製造たばこの重量または金額の本数への換算方法を定めた地方税法施行令第53条の2第1項の改正により、条例でもただし書き中の葉巻たばこと表中の葉巻たばこを区別することを定めようとするものでございます。施行期日は同じく令和2年10月1日となります。

附則第3条の2第1項は、延滞金及び還付加算金等の割合等の特例を定めた地方税法施行令附則 第3条の2の改正に伴う表現の整理でございます。施行期日は令和3年1月1日となります。

附則第3条の2第2項は、国税における利子税、還付加算金等の見直しと同様、市中金利の実勢を踏まえ、地方税においても延滞金の割合を1%から0.5%に引き下げるものです。ただし、延滞利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、徴収の猶予や法人市民税の納期限の延長措置を除く延滞金については、現行の水準を維持するため、特例基準割合プラス1%としております。また、特例基準割合の用途についても、国税の改正に合わせて見直しをされているところでございます。施行期日は令和3年1月1日となります。

附則第4条第1項は、延滞金及び還付加算金の割合等の特例を定めた地方税法施行令第3条の2 第2項の改正に伴う表現の整理でございます。施行期日は同じく令和3年1月1日となります。

附則第17条第1項及び17条の2第3項は、所得税法等の一部を改正する法律第15条により、租税特別措置法第35条の3、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う改正となります。低未利用土地とは、適正な利用が図られるべき土地であるにも関

わらず長期間にわたり利用されていない未利用土地と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度の 低い低利用地の総称でございます。施行期日は令和3年1月1日となります。

続いて、第2条改正でございます。第19条から第52条までです。新旧対照表では28ページから41ページ。これは、法人課税として、国税の連結納税制度が廃止されたことに伴う所要の整理となります。連結納税制度とは、企業グループ内の個々の法人を通算するなど、グループ全体を1つの納税主体として課税する国税の制度でございます。税額計算の煩雑さや税務調査後の修正、更生等に時間を要するなどデメリットが多く、本制度を選択しない企業グループが多く存在する現状となっております。今般、国税において、企業の組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持、強化を図るため、平成14年度の創設以来、18年ぶりに連結納税制度を抜本的に見直し、連結納税制度に替えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税の計算及び申告を行うなど、事務負担の軽減を図りつつ、親法人の欠損金の利用制限等を行うことにより、公平公正な税負担の措置を講じたグループ通算制度へ移行することとなりました。施行期日は令和4年4月1日とし、企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとされております。なお、地方税においては連結納税制度を適用しておりませんので、今条例改正が、この第2条改正は、市税については適用するものがございません。国税に合わせた改正ということで、御理解いただきたいと思います。

続いて、第94条第2項、新旧対照表の41ページになりますが、先ほど第1条で説明いたしました、たばこの課税標準の換算方式ですけども、第1条では、0.7グラムを0.7本の紙巻たばことみなしていたんですが、ここの改正では、1グラム未満の葉巻たばこを、今度は1本の紙巻たばことみなして換算するということで、2段階で是正するという改正になります。この94条第2項は、令和3年10月1日が施行日となります。

最後に、第3条改正です。いわゆるコロナ税制の特例措置となります。附則第10条及び第10条の2第27項は、地方税法附則において、新型コロナウイルス感染症関連の改正前の第61条の2、中小企業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例、第62条の2、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が規定されましたが、第60条に新たに寄附金控除の特例を、第61条に住宅借入金等特別控除の特例が規定されたためによる条ずれとなります。

続いて、第25条は、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例を追加したものでございます。政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻し請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額、これは上限20万円になりますけども、その金額について、寄附金控除を適用するものでございます。要件としましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、または開催予定のものである。2つ目として、不特定かつ多数を対象としている。3つ目に、日本国内での開催である。4つ目に、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための中止等である。5つ目に、文化芸術・スポーツに関するものである。6つ目に、対価の払戻しの規約のあるものとなっておりま

す。本市が市県民税においてこの寄附金控除を適用する場合には、市長が条例において指定することとなります。9月議会または12月議会において、本件に係る適用条例案を提出させていただく予定としております。なお、6月5日時点で、文化庁、スポーツ庁への申請件数は634行事で、文部科学大臣において523の行事が指定をされております。広島県内では9行事の申請があり、現在、9行事が指定をされております。三次市では1行事、これは、コーラスライン三次という演劇でございますが、これが既に指定をされております。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例を追加するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等についても、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が適用できるよう、その適用期限を令和15年度分から1年延長して、令和16年度分とするものでございます。

第3条改正の施行期日は全て令和3年1月1日となります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

- ○鈴木委員長 では、質疑を願います。
 - 弓掛委員。
- ○弓掛委員 男性のほうの寡夫が不利になっとるんじゃと思うんですけれども、先ほど、是正されると思うんですけど、表現として、女性の「寡婦並びに」というのじゃなく、もう一律で、全部「ひとり親」でくくればいいと思うんですが、なぜ残されるのか。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 委員おっしゃるとおり、ここは、一目見ると不自然だなというふうに感じるわけですけども、おっしゃるとおり、今、婦人の寡婦でいえば、寡婦と特別寡婦というのがございます。特別寡婦というのは、お子様を有する親御さんでございます。お子様を有するお母さんですよね。これは今度「ひとり親」のほうへ包括されまして、特別寡婦というのはなくなります。では、なぜ寡婦が残るのかということでございますけれども、これは、それなりの理由があるというふうに伺っております。というのが、子供さんを有しない、いわゆる戦後世代の独り親、今でいうと、御高齢の方になろうかと思うんですけども、やはりその当時の、寡婦というのは独りですから。ご主人様を亡くされたとか、そういった方になるわけですけれども、そういった御高齢の方で、御主人さんもお亡くなりになって、当時の就職難とか、そういった沿革、当時の、要するに、非常に言い方は悪いですけども、虐げられた存在であるという、その時代背景を基に、その方についての寡婦の適用は残そうという議論がされたところでございます。
- ○鈴木委員長 弓掛委員。
- ○弓掛委員 その理屈でいうたら、御高齢で男性の方もあり得ることじゃないですかね。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 その当時の時代背景でございまして、基本的に男性の寡夫というのは、子供さんを有する方のみが対象だったんです。含めて、男性の寡夫で奥様を亡くされた、独りですよね。こ

れはもともとは適用がないという、いわゆる就労能力とか、さっき言いましたように、その時代の背景だったり、就職等の選択制を考えたときに、ちょっと条件が違うと。今回、これが出されたのは、児童手当の受給者については、夫の寡夫も非課税措置の適用にするということが、実はこれ、12月議会で出させてもらった条例改正になります。それがまだ、施行されるのは令和3年1月1日だったんですけど、施行される前に今回また改正が入りまして、それらも削除して、一律的な不公平感をなくしていくということで、夫のほうは、子供さんが、例えば児童扶養手当を有しなくても、例えば二十歳を過ぎた社会人の子がおる独り親のお父さんについてもそれは適用する、広げたわけです。おっしゃるとおり、男性であっても、女性であっても、同じ適用にしていこうよ、その代わり、所得の制限も同じようにしようよというような、今回、トータル的な中での不公平感を是正するという見直しになっております。

- ○鈴木委員長 弓掛委員。
- ○弓掛委員 あともう一つ、申し訳ないですけど、未利用土地で長期譲渡の特例が変わるという、 ここがちょっとよく分かんないんで、もうちょっと分かりやすく、平たく教えていただければ思い ます。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 低未利用土地、これは、個人が都市計画区域内にある、先ほど説明しました、使えるけど使っていないような土地、従前、なかなか売買ができない、そのまま放置しとけば荒れ地になっていくような、本来なら使える土地、荒れた土地なんですけれども、使えるのに使っていない土地の譲渡促進を図るための、今回、特例でございまして、この期間に取得すれば、税制上においてインセンティブがありますよということで、所有者が使ってないわけですから、使っていただこうと思えば、官民もしくは民民の譲渡が発生しないと、それが利用価値が出てこないということで、低未利用、使っていない、使えるのに使っていない、その土地の譲渡を促進して、それを利用土地にしていこうよということでの特例になるわけなんです。

じゃ、その低未利用土地という基準の、どこをもって低未利用土地に判定するのか、これについては、国のほうもそれなりの基準を頂けますということで今伺っております。客観的に見て、何平米以上とか、どのぐれいの距離とか、その区画に応じてとかいうようなひっつき要件というな、土地の評価は当然あるわけですけれども、立地条件ということで、売買においては、とにかく使えるのに使ってない、もったいない、これを譲渡してインセンティブをつけていけば、もっと譲渡が進んで、利用価値の高い土地に変わっていくというようなことでございまして、低未利用土地という、この定義については、具体なものを今から、それなりの基準が近々にあろうかというふうに思っております。市町によって、その取扱いが変わったんではまずいので、これは、それなりの基準を、三次市としてはこれを低未利用にすると、隣の市はこの程度だったら入らない、アンバランスな基準では、これは国の所得税法の法律になりますから、一定の基準は提示されるものと思っております。

- ○鈴木委員長 弓掛委員。
- ○弓掛委員 イメージは分かったんですけども、それこそ、使ってほしい土地を譲渡して利用して

ほしい、そのためには、売買してもある程度、税率設定されますというイメージだろうと思うんですけれども、それが決まってしもうたら、またずっと、いつまでたっても残るんだったら、いつまでもたっても、別に税金変わらんのだったら、そのときまでほっといてもええじゃないかという話になるんじゃないかと思うんですけど、だったら、この2年間だけ適用しますとかいうのだったら、2年のうちに、早く売らないけんのとかいう話になると思うんですけども。

- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 この特例は、令和2年の4月1日から令和4年の12月31日までの間に取得した場合に効いてくるとなっています。期限を設けないとずるずるずるずる行くわけで、まだ先でもいいじゃないかという、おっしゃるとおりだと思います。
- ○鈴木委員長 ほかにございますか。 増田委員。
- ○増田委員 国税の変更に伴っての条例改正だと思うんですが、先ほども市町村によって違っては不都合があるとおっしゃっておられたんですが、例えばたばこ税とか、これを変更しない、条例改正しないとかいうことがあるわけで、それが認められるわけなんですが、これはなぜかといったら、例えば三次だけ安い税率でよく売ろうとかいうことが場合によっては可能なんですが、この辺はどうでしょうか。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 税率においては、標準税率と制限税率というのがございます。国が示した、いわゆる頭打ちの税率、それと標準税率ということで、本市においては、これは原則というよりも、基本は国が示した改正においては全てそれに合わせております。ただ、本市が今、制限税率を適用しておるのは、法人市民税については、法人税割については上限税率をうちは採用しております。あと異なるのは入湯税、これは、国が出している税率が150円でございます。本市も150円は適用しておりますが、これは、宿泊を伴う場合の入湯税は150円でございます。ただ、日帰りの場合、行って、お風呂だけ入って帰る、これは30円ということにしています。ですから、150円が上限、標準なんで、30円の設定といったら可能なわけです。上回っていませんから。ということで、うちは、宿泊と日帰りでは分けているよというところですけれども、それ以外については、基本、標準税率を使っております。これは他市も同様でございます。ただ、昨今、宮島ですか、入島、島のほうですね。税の適用にすると、いわゆる観光客に、それに係る負担、修繕とか、それは目的性を持ってやろうということをしておりますね。都市計画税を持っていない市町でございます。その辺は裁量でございまして、本市は基本、地方税法等のいわゆる準則に従った改正をしております。
- ○鈴木委員長 増田委員。
- ○増田委員 御説明は分かったんですが、可能性として、例えばたばこ税を据え置いたままするということは、仕組み上、可能なんでしょうか。それをしないという政策的な判断はもちろんあるとは思うんですけど、可能性としてはそういうこともあるわけですか。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 可能性としてはございます。ございますけども、そこのいわゆる格差、それか

ら、あと市民の皆さんの感情等、また説明、これはやっぱり大事なサービスを提供していく上で の、税金というのは基幹財源でございますので、それは、増税であっても減税であっても、それは 国の基準に従うというのが本市の方針でございます。裁量としては、それは当然ございます。

○鈴木委員長 ほかに。

宍戸委員。

- ○宍戸委員 今、増田委員が言われたのは、まさにそうなんです。三次市で決められるんです。だから、審議せにやいかん。議員が審議せにやいかん。国が決めとるけえ、もうだめなんですということじゃないんです。これも、だから、昨日もあったけども、専決処分でやるんです。3月31日にやりましたよ、専決処分でやりましたよと。何も議論してないんですね。本当はせにやいけんのです。それをするために、通年議会やりましょうよと言ったんですけども、だから、決められるというところ、基本だけは覚えておかなくちゃいかん。うちの税じゃけえね。三次市の税じゃけえ。三次市の税をどうするかなんで。ほいで、その上で考えるんですけども、言うんですけども、よう聞かれるんですね。コロナ対策でいろいろ給付金が出とるじゃないですか。定額給付金とか事業者支援の給付金とか、あれは税金かかるんですか。
- ○上谷市民部長 定額給付金は非課税です。
- ○宍戸委員 ですから、そういう、かかるもんとかからんもんがあるんですね。というところは、 市の中で判断できるところがあるということも含めて、説明してもらいたいです。三次市税条例と いう中において、これはどういう取扱いになるのか。
- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 今回、いろんな国民の皆様からの御意見等もあって、定額給付金については、当初から非課税ということは国会で受理されました。また、差押えも禁止と、債権について、ということになっています。他の債権については、例えば持続化支援金等については課税ですね。本市が今やっとります事業者支援給付金、課税収入になります。それらを、この条例の中でうたうというのは非常に難しいです、これは。そういうことがございますので、我々が情報を取得したもの、いわゆる課税、非課税の扱いについては、関係部署へ私のほうから全部案内をしております。ですから、その給付をする前段として、このものは課税なのか、非課税なのかということもきちっと説明した上で、当然手続をしないと、本人からしてみれば、かからないと思っていたのに、引き落としになったら、プラスして課税されていたということがあってはなりませんので、そこを区別したものについては、庁内各部署へ、それを徹底するようにということではさせていただきます。ただ、委員おっしゃるように、この条例の中で規定するというのはちょっと難しゅうございます。
- ○鈴木委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 ですから、今、部長が言われたとおりなんですけども、課税するのは、これはこれで やられるんですけども、給付するの、産業部とか、いろんなところで給付される、それは分からん ですね。じゃけえ、そこを、今部長が言われたとおり、やっぱり知らせてあげないと、私らも、これ、税金かかるのか、かからんのかというて言われる、どっかで聞こうか思うたんじゃけど、今の 税条例の中ではうたえんということになれば、分かりやすいというか、それを給付してもらった

人、今の定額給付金については非課税じゃということなんでしょうけども、課税される部分については、やっぱり丁寧に説明してあげたほうがいいかなというふうには思います。それは意見です。 以上です。

- ○鈴木委員長 上谷部長。
- ○上谷市民部長 おっしゃるとおりでございまして、
- ○鈴木委員長 徹底してください。来られる市民は本当分かってないので、何を聞いていいかすら 分かってない。ですから、よろしくお願いします。ありがとうございます。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第79号の審査を終わります。

続いて、議案第80号、三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。 提案理由の説明をお願いします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 続きまして、議案第80号、三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)について説明をさせていただきます。以後、着座にて説明をいたします。

最初に、本条例改正案の要旨について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、国税関係法律の臨時特例に関する法律が4月30日に国の第1次補正予算に併せて可決、施行されたことに伴う改正でございます。

改正案について、概要を説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。附則第16項の改正になります。地方税法附則において、新型コロナウイルス感染症関連の改正前の第61条に中小企業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例、第62条に先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が規定されましたけども、第60条に新たに寄附金控除の特例、第61条に住宅借入金等特別控除の特例が規定されたためによる条ずれの改正となります。

先ほど、市税条例の改正で説明させていただきました内容の繰り返しになります。その適用条項が、61条と63条の条ずれの整理というものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第80号の審査を終わります。

続いて、議案第81号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を審査します。 提案理由の説明をお願いします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 最後になります。議案第81号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)について説明をさせていただきます。以後、着座にて説明させていただきます。

最初に、本条例改正の要旨について説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正となります。

改正案について、概要を説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。附則第4項及び第5項の改正でございます。これは、先ほど市税条例で説明させていただきました低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が新設されたことに伴う国民健康保険税の所得割に係る所得としての委任条項を追加するものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長では、質疑を願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第81号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○鈴木委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第78号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について審査いたします。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第79号、三次市税条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第80号、三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第81号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第82号、三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

議案第83号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を 行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で採決を終わります。

それでは、次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例についてなんですけれども、7月からですか、まだ内容について国のほうであんまり決まっとらんとか言われておったんですけれども、せっかくこういうのができるわけなんで、三次の中心部においてもやっぱり、使ってないのに何か建てている土地は結構あると思うんで、そこらの利用促進といいますか、周知徹底をお願いしたいなと。ただ開始しただけじゃ、誰も分からんので、市民の方に周知徹底してから、こういうのがあるというのをお出しして。特に産業界なんかにもしっかり周知してから、利用

を促進するように努めていただきたいなと思います。

- ○鈴木委員長 使っていない施設を、促進に努めていただきたい。
- ○弓掛委員 促進というか、広報に努めて。
- ○鈴木委員長 ほかにございますか。宍戸委員。

○宍戸委員 さっきから出とる関係で、78条なんかのマイナンバーカードの利用促進をするという、あるんでしょう、この条例の裏側というか。そこら辺が、まだ個人情報のセキュリティーの関係とか、やっぱり利用されんというものを促進するというのもいかがなものかなと。そこら辺、ちゃんと行政として方針を持ってせんと、国がこうじゃけえ、市はこういうふうにしますよということでいいのかなという、ちょっと疑問なんですけど。マイナンバーカードでの問題点というのがあるんでしょう。そこら辺をちゃんとして、マイナンバーカードについての啓発、促進までは行かんにしても、啓発か、そこら辺をちょっとやってならええんかなというふうに思います。

それと、さっきの税条例ですね。税条例の関係で、コロナの関係の課税、非課税というのがある。それは分からんですね。市民部は課税するばっかりじゃけえ、だけん、所得税としてみなすので、でも、おかしいんや、大体。それを意見書でつけえということは言わんけども、大体支援するお金なんでしょう。支援するお金に対して税金をかけるのが本来おかしい。補助金なんかでもそうなんです。農業の関係で何々補助金出しましたというて、その補助金をもうたことも含めて所得税というか、税金かけられる。税から補助金出して、その補助金に対して税金を取る、それは本末転倒じゃというて、私はずっと言うとるけども。支援するお金に、この辺、どういうふうに国は捉えとるのか。所得として捉えるのね。助けるお金じゃないの。そこら辺のことが、私ら的にはあるんじゃけども、もらうほうの側からいうたら、市民部の課税の側からいうたら、そこら辺をちゃんと示してあげとく必要があるんじゃないかという程度の意見は何か言ったほうがええと思います。さっき言うたように、わし、聞かれるんよ。「税金かかりゃせんが、あんなの」言うて、「税金かかりますよ」言うて。皆さんのためを思って、そこまでのことは言う必要はないんじゃないか言うたら、それまでです。

- ○鈴木委員長 藤井委員。
- ○藤井委員 今、宍戸委員も言われたように、コロナ対策なんかでも、市民の皆さんに課税対象、 非課税、そういったものをしっかりと案内できるように、分かりやすくしてくださいというような 意見をつける形でやったほうがええんじゃろうというふうに思います。
- ○鈴木委員長 新田委員。
- ○新田委員 今のコロナ対策のための支援金のありようと同趣旨とは言いませんけど、私は、マイナンバーカードの取得促進を図るというのが、国全体でまだ十数%しか普及してないのを普及していくという国の施策についての議論はまだ熟してないという気がする中で、5,000円の付加を、これも税金を使って、こんだけのことをPRに使うということにも随分抵抗感を感じています。今回の10万円の給付金についても、市内の利用は400件、これが市民の意識というか、1つ、表す数字であるとして、トラブルも特になかったというのがあっても、必要性を感じない多くの市民がある

中へ、さらに巨額の税金を使ってPRするというのは随分、個人的意見ですけど、抵抗感があって、よし、これは促進していかにゃいけん、市の行政施策としてどんどんやるんだということは、議会の中でそれがどうかという議論があるんなら、私は反対意見を申さねばいけんなという思いがしている中で、意見どうこうじゃなく、国が決めたことを市民に広く徹底するというのは一つも否定しませんけども、施策そのものについての論議はもうちょっと議会で詰めていく必要が、さっきの支援金に対して課税がどうかというのも含めて、もうちょっと議会として幾分の方向性を出していく場合には、議論の必要性を思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。 増田委員。

○増田委員 78号の、今皆さんもおっしゃられたんですけど、私は逆の立場から、マイナンバーカード、ここでマイナポイントも加わるんですが、5,000円入るということは、かなり大きな金額なんですよ。これは、全員入られるとは思わないんですけど、それだけ国から三次へお金が入ってくるということは、本当に事業者の皆様、かなりしんどい思いでされていますので、やはり事業者支援という面では、ぜひこのお金は取っていただきたいと私たちは、市のほうもしっかり補助金とか予算で市に持ってこないといけないと思いますけど、市民の皆さんのほうもできることはしっかり、国のほうからももらっていただいて、地元でしっかり消費していただく、地元企業を守っていただくということは大事なのではないかと思うんで、これがちょっと意見としてふさわしいかどうか分からないですけど、促進というのは、私としては賛成というか、促進していただきたいと思います。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 いずれにしても、この件について、促進しようとか、そういった意見を付すというの はやめたほうがいいんじゃないかと思いますが。まだ市民の皆さんにマイナンバーカードに対する 不安が残っている中、また必要性を感じていない中、5,000円付与されるんなら入ろうかなという 人は確かにおられると思うんですけど、市広報に載せるぐらいのアピールにとどめていただいて、 そんな大々的に、ここの意見として、周知徹底を図られたいとかいうふうなのはちょっと、今のと ころは必要ないというか、そういった意見を付すのはちょっと控えたほうがいいのかなと思います、個人的には。

○鈴木委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 皆さん、意見を言いよってんで、ついでに私も。5,000円でしっかり買い物してくれ というのは、私は非常にいいと思うんです。マイナンバーの在り方については、それぞれ思いが違 うと思うんですけれども、私は、いろいろな面で、健康保険証のカードにまでなるんですね。今後 は、地方の所得税とか税金にも全部絡めてくるけど、それは異論はあると思うんですが、やっぱり 税金逃れとかの防止という意味でも、私はいいと思います。

あと、税金に関しては、これも三次市のレベルの話ではないんで、独自の税制の場合だったらあれなんですけれども、所得の分は国が決めてある分なんで、ここで議論してもせんないことかなというふうに思うので、議論は国のほうでしてもらう感じだと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ありますか。

徳岡委員。

○徳岡委員 意見を申し上げます。私も藤井委員と同じ意見で、宍戸委員と新田委員がおっしゃられるように、マイナンバーカードに関してはやはり問題もあると思います。私自身も作っていないのは、やはり個人情報にとても不安を思っているので、作っていないというのがあって、今日、パーセンテージを聞いても、普及率も低いという、やはり積極的に推進というのは、私も賛成できないかなと思います。

以上です。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、今審議した中で、議案に対してどういう意見を付すかということを、委員 長もふられとるということなんで、マイナンバーについて、積極的に推進すべきだという、この条 例をもって推進すべきだという2つの意見、やっぱりそこまでの推進ということはちょっと、今の 段階で言うのはいかがなものかというのが何人かおるんですよね。だから、そこら辺を取りまとめ てもらわにゃいけんと思いますね。ですから、そこへ行くまでの、5,000円に行くまでの、5,000円 の活用というのは、確かに2人が言われるとおりだと思うんですよ。でも、そこに行くまでのマイナンバーを作る、マイナンバーを市民に作ってもらうことによって、そのマイナンバーが起こす問 題点というのをやっぱり危惧するわけですね。個人情報の管理、どこまで個人情報がそれへ今から どんどんどん入っていくかということになるので、個人口座の関係なんかも、今回のなんかで いうたら、コロナの関係なんかでいうたら出てきよるからね。そこをちゃんとせんと、推進すると いうか、どんどんマイナンバー作ってくださいよということにはならんのが、私は先じゃないかな と。5,000円があるから作りましょうということの促進を図るべきじゃないですね。というふうに 私は思います。そこは委員長に任せますけど。

税条例の関係については、非課税、課税、これは議会の中で議論せにゃいけんのです。議論せにゃいけん、うちで決められはせん。だから、国に対して、これはやっぱり支援、補助金ということに対しての課税をするというのはいかがなものかという意見書を出すか出さんかというのを、今から三次市議会として議論すべきじゃないかという程度の意見は付してもいいかなというふうに私は思います。今から議会の中で議論すべきじゃないかと、国に対しての働きかけ、というふうに思います。

〇鈴木委員長 以上、皆さんから御意見を出していただきましたことを正副委員長でまとめさせて いただいて、案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○鈴木委員長 では、そのように。
- ○宍戸委員 原文は見させてもらいたいね。
- ○鈴木委員長 それでは、大体今まで一任でスルーしておりましたが、今回。
- ○宍戸委員 マイナンバーの完全に分かれとる、推進しなさいよという意見と、ちょっとそこまで

のことはせんほうがええんじゃないかという意見、真っ二つに分かれとるわけで、それを両論で出 すというのはいかがなものかなというふうに思う。

- ○鈴木委員長 まとめられているかどうか、皆さんに一応御一読いただくように。
- ○議会事務局 何らかのことは決められとったほうが。
- ○鈴木委員長 報告、一気に出すんですか。
- ○宍戸委員 そこまでの意見は、両論が出とることを、どっちを取って意見として出すわけにもいかんし、両論出すこともできんので、あえてこのことについて意見を付すということは思いとどまったほうがいいんじゃないかなというのが最終的な結論かなというふうに思います。
- ○鈴木委員長 ありがとうございます。本当、そこのところが一番ポイントになると思うんです、 今回、報告書をまとめさせていただくのに。その分はここで議論があったということで。
- ○議会事務局 そういうことを見送るということについては、諮っていただいたほうがいいかと思います。
- 〇鈴木委員長 表として、報告書の内容に付さないことは了解してもらってもええですか。今、宍 戸委員が言ってくださった。

新田委員。

- ○新田委員 本議案の改定部分についてと、5,000円を付加してPRするというのは、私は、ちょっとこれは枝葉の随分先へ行った議論の中身だろうと思うんです。それは、5,000円PRの是非をめぐっての意見の交流は、ここでは確かにあったけど、それが、この議案審議をして、可否を決する要件ではなかったんですよ。という意味では、私は触れる必要なしという意見に賛成します。
- ○鈴木委員長 御一任いただいて、まとめさせていただきます。

それでは、そのようにさせていただき、後日タブレットに入れさせていただきますので、よろし くお願いいたします。

次に、閉会中の継続審査案件についてです。

資料、継続審査を御覧ください。前回の委員会で提案させていただいたものを掲載しています。 この内容で議長に申出書を提出したいと思いますが、何か御意見がございますでしょうか。この 前、皆さんのほうに見てもらったもの。環境施策についてのところと、子育て・女性支援策につい てがちょっと合体したりした部分がありますけど、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○鈴木委員長 それでは、閉会中の継続審査を資料のとおり提出することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○鈴木委員長 異議なしということですので、資料の内容で閉会中の継続審査を申し出ます。
 - 三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月18日

教育民生常任委員会

委員長 鈴 木 深由希